

平成 17 年 6 月 27 日

偽造キャッシュカード等による被害防止策について

株式会社山梨中央銀行（頭取 小野 堅太郎）では、万が一に備えてお客さまの大切なご預金等をお守りするために、平成 17 年 7 月 25 日（月）から、以下の対策を実施いたします。

1. キャッシュカード等の「1日あたりのご利用限度額」のATMでの設定変更

当行では、平成 17 年 2 月 24 日から各種カードによる ATM での現金のお引き出し、お振込・お振替取引につきまして、1 日あたりのご利用限度額を「現金のお引き出し」300 万円、「カードによるお振込・お振替」500 万円に設定しております。

現在、窓口において、お客さまが任意に「現金のお引き出し」、「カードによるお振込・お振替」の限度額を各々別々に変更していただくことを可能としておりますが、今般、ATM におきましても、下記のとおり、限度額を引き下げの場合に限り、お客さまが任意に各々の限度額を変更していただくことを可能といたします。

なお、限度額の引き上げ、または解除を希望される場合は、今までどおり窓口にてお申し付けください。

<変更いただけるご利用限度額>

現金のお引き出し	300 万円～10 万円までの引き下げ（10 万円単位）
カードによるお振込・お振替	500 万円～10 万円までの引き下げ（10 万円単位）
既に窓口にてご利用限度額を変更されているお客さまの場合	現在、現金のお引き出し、あるいはカードによるお振込・お振替の限度額を任意の金額に変更されている場合は、変更された限度額を 10 万円まで引き下げることができます。（10 万円単位）

2. ATM取引における暗証番号入力キーのランダム表示について

ATM での以下の各種取引において、お客さまが暗証番号を入力する際に、暗証番号を肩や腕の動きから後方の人に推測されることを防ぐため、暗証番号入力画面の数字の配列を都度ランダムに表示する対応を開始いたします。

現金のお引き出し 振込 振替 残高照会 お申込み・変更届

当行では、お客さまの大切なご預金等を犯罪からお守りするために、今後も引き続き様々な対策を検討してまいります。

以上

「偽造キャッシュカード等による被害防止への対策」について

山梨中央銀行では、大きな社会問題として預金者の高い関心を集めております「偽造キャッシュカード等による被害防止への対策」につきましては、下記のとおり様々な取組みを行っております。

これからも、さらにお客さまに安心してお取引いただけるよう一層のセキュリティ向上に努めてまいります。

1. これまでの取組み

(1) 暗証番号に関するセキュリティ強化

ATMによる暗証番号の変更機能（平成12年9月）

ATMで、暗証番号の変更が随時行えます。

ATMで類推されやすい暗証番号が使用された場合の注意喚起メッセージ表示（平成15年9月）

ATMで類推されやすい暗証番号が使用された場合、ATM画面上とレシート上に注意喚起メッセージを表示して、お客さまに暗証番号の変更をお勧めしております。

類推されやすい暗証番号への登録・変更時の制限（平成15年9月）

キャッシュカード（融資カードを含む）の新規発行や再発行、およびATMでの暗証番号変更の際に類推されやすい暗証番号を受け付けておりません。

カード暗証番号の誤入力回数制限（平成16年1月）

キャッシュカード（融資カードを含む）暗証番号の誤入力回数の上限を設定しており、所定回数を超過した場合はカードが無効になります。

ATM取引における暗証番号入力キーのランダム表示（平成17年7月予定）

ATMでの現金のお引き出し・お振込み等の取引において、お客さまが暗証番号を入力する際に、暗証番号を肩や腕の動きから後方の人に推測されることを防ぐため、暗証番号入力画面の数字の配列を都度ランダムに表示する対応を開始いたします。

(2) 利用限度額に関するセキュリティ強化

「キャッシュカード（融資カードを含む）による1日あたりの利用限度額」の一律設定（平成17年2月）

現金のお引き出しの場合は300万円、お振込・お振替の場合は500万円に設定しております。

「キャッシュカード（融資カードを含む）による1日あたりの利用限度額」の窓口での変更（平成17年2月）

上記の限度額を上限として、10万円単位で、お客さまのご希望の金額に変更が可能です。
また、利用限度額の制限を解除することも可能です。

「キャッシュカード（融資カードを含む）による1日あたりの利用限度額」のATMでの変更（平成17年7月予定）

限度額を引き下げる場合に限り、上記の限度額を上限として、10万円単位で、ATMにて限度額の変更が可能です。

(3) その他のセキュリティ強化

A T M覗き見防止の「つい立て(仕切り)」の設置(平成8年4月)

隣から覗き見されにくい環境にしております。

A T M後方確認ミラー装着(平成12年10月~17年7月)

後方から覗き見されていないか確認するためのミラーを装着しております。

A T M取引画面の覗き見防止フィルムの貼付(平成16年11月~平成17年1月)

後方から覗き見されにくい環境にしております。

ホームページ上でのキャッシュカード、通帳および暗証番号の管理についての注意喚起(平成15年9月)

キャッシュカード、通帳および暗証番号の管理について、お客さまに注意喚起を行っております。

新聞広告、ポスター掲示による類推されやすい暗証番号使用防止の注意喚起(平成16年12月・17年2月)

類推されやすい暗証番号の使用防止について、お客さまに注意喚起を行っております。

2. これからの取組み

<実施する対策>

(1)「キャッシュカード(融資カードを含む)による1日あたりの利用限度額」の一律引き下げ(平成17年度下期予定)

万一の場合の被害軽減を図るため、利用限度額の引き下げを行う予定です。

(2) I Cキャッシュカードの導入(平成18年度中予定)

キャッシュカードの偽造防止策としてI Cキャッシュカードを導入する予定です。

(3) 補償基準の制定および運用規定の策定(平成17年度中予定)

お客さまが被害にあわれた場合の補償基準を制定するとともに、被害発生時にはより速やかに、適切な対応が取れるような態勢の整備を行う予定です。

(4) お客さまへのさらなる注意喚起(平成17年度中予定)

キャッシュカード管理に関する注意内容を記載したガイダンスカードを作成し、お客さまにお配りする予定です。

<実施を検討中の対策>

(1) ATMにおける生体認証機能の導入検討

ICキャッシュカードの追加機能として生体認証機能(手のひら認証、指静脈認証等)の導入を検討しております。

(2) 異常な引き出しを検知するシステムの導入検討

通常と異なる地域、一定以上の金額、一定以上の頻度での取引が発生していないかモニタリングするシステムの導入を検討しております。

(3) 総合口座における当座貸越利用限度額の制限の導入検討

お客さまのご希望により総合口座における当座貸越機能を制限する仕組みの導入を検討しております。

以上